

平成

二十二年

五條市議会第一回三月定例会会議録(第一号)

平成二十二年三月一日(月曜日)

議事日程(第一号)

平成二十二年三月一日 午前十時開議

- 第一 会議録署名議員の指名
- 第二 会期決定の件
- 第三 市長の施政方針と提出議案の説明
- 第四 監査報告

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十四名)

一番	福
二番	山
三番	吉
四番	堀
	川
	田
	口
	塚
	浩
	雅
	耕
	美
	範
	司
	実

欠席議員（二名）

説明のための出席者

市長 吉 栄
副市長 野 晴
教育長 林 勝
代表監査委員 川 元 憲
市長公室長 辰 巳 信 也
総務部長 森 本 敏 弘

六番 川 村 家 廣
七番 藤 富 美 恵
八番 池 上 輝 雄
九番 益 田 吉 博
十番 山 田 澄 雄
十一番 峯 林 宏 政
十二番 花 谷 昭 典
十三番 土 井 康 嗣
十四番 大 谷 龍 雄
十五番 田 原 清 孝
五番 太 田 好 紀

事務局職員出席者

速記者	事務局主任	事務局係長	事務局次長	事務局長	庶務課長	秘書課長	市長公室次長	企画財政課長	監理管財課長	大塔支所長	西吉野支所長	会計管理者	教育部長	消防長	上下水道部長	健康福祉部長	生活産業部長	都市整備部長
柳ヶ瀬	笹谷	西峯	乾久	川西敏	窪村	下古	佐古	櫻井	新井	土井	福井	上田	吉田	鶴田	辻本	水脇	上田	森本
五美					佳秀	洋次	憲美	敬三	健夫	祥嗣	純二	孝男	辰雄		衡司	正雄	卓司	元三

午前十時零分開会

○議長（川村家廣）ただいまから、平成二十二年五條市議会第一回三月定例会を開会いたします。

太田好紀議員から欠席届が出ております。

本日、平成二十二年五條市議会第一回三月定例会が招集されましたところ、議員各位には何かと御多用のところ御参集を賜り厚くお礼申し上げます。本定例会には、平成二十二年各会計予算を始め、多数の議案が提出されておりますので、各位にはどうか御精励をいただきますとともに、円滑なる議会運営に格段の御協力をお願い申し上げます。開会のあいさつとさせていただきます。

この際、申し上げます。会議記録、「市議会だよりGOJO」及び「広報五條」に掲載のため、各会議の日程中、事務局に写真撮影をさせますので、御了承願います。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので会議が成立いたします。

市長から議会招集のあいさつがあります。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長（吉野晴夫）開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今年に入り寒暖の差が激しい日々が続いておりますが、議員各位におかれましてはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

本日、第一回定例会を招集いたしましたところ、公私御多忙にもかかわらず、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

平素は、市政の発展と市民生活の向上のため、議員活動を精力的に、かつ献身的に展開していただいておりますことに、心から感謝申し上げます。

今議会は、平成二十二年度の予算等を御審議いただく大変重要な議会であります。

御承知のとおり、日本経済は長引く不況に見舞われ、個人所得の大幅な減少や企業収益の急激な悪化等により、本市の税収も大幅な落ち込みが予想されております。

私どもは、限られた財源を効率よく効果的に執行するために、徹底した合理化と計画的な歳出削減に努めなければならないと考えております。

そのためにも市政等の現状を市民の皆様にお伝えするとともに、幅広い市民の皆様のご貴重な御意見を今後のまちづくりにかきこいでいこうとタウンミ

ーディングを実施していく予定であります。

具体的な施政方針、または新年度予算案は後ほど示させていただきますが、議員各位には議員活動を通して得られました市民の声をもとに、様々な角度から御審議を賜りますようお願い申し上げます、平素のお礼と開会に当たつてのごあいさつに代える次第であります。

○議長（川村家廣）次に去る平成二十一年十二月二十四日から赤井猛教育長が御就任されておりますので、ごあいさつを受けることといたします。赤井教育長。

〔教育長 赤井 猛登壇〕

○教育長（赤井 猛）ただいま御紹介いただきました赤井猛でございます。

ただいま議長からお許しを得ましたので、教育長就任のごあいさつを申し上げます。

昨年、十二月の定例市議会にて教育委員の同意をいただき、また十二月定例教育委員会にて教育長に推挙され、十二月二十四日付けをもちまして就任させていただくことになりました。

もとより微力で、この責任の重さを痛感いたしておりますが、本市の教育充実、発展のために研さんを重ねて、身をていして頑張つてまいる所存でございますので、どうか議員の皆様方の暖かい御指導と御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

大変簡単措辞であります、就任のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございます。（拍手）

○議長（川村家廣）以上で赤井教育長の就任のあいさつを終わります。

○議長（川村家廣）ただいまから本日の会議を開きます。

諸般の報告事項がありますので、事務局長から報告させます。

○事務局長（川西敏美）命により、私から御報告を申し上げます。

まず、近畿市議会議長会でございます。

去る、一月二十七日に泉大津市におきまして、本年度第三回理事会が開催されました。

初めに、会長の摂津市議会議長と開催当番市の高石市議会議長のあいさつがあり、続いて、第二回理事会以降に新しく就任された四市の議長の紹介があり、本市の川村議長が紹介されました。

次に、報告事項として第二回理事会以降の会務報告があり、了承されました。

次に、議案審議に入り、会長提出議案第一号 平成二十二年度近畿市議会議長会会計予算案について審議を行い、原案のとおり了承されました。

次に、協議事項として、平成二十二年度近畿及び全国市議会議長会近畿部会の役員割当てについて、第七十五回定期総会日程案について及び当面の会議日程等について協議が行われ、それぞれについて了承されました。

最後に、次期定期総会開催市の高石市議会議長のあいさつがあり、会議は閉会いたしました。

次に、全国市議会議長会でございます。

去る、二月九日に東京都におきまして、第八十八回評議員会が開催されました。

初めに、会長の富山市議会議長の開会あいさつがあり、続いて、渡辺総務副大臣から来賓のあいさつがありました。

次に、総務省岡本事務次官から「平成二十二年度における地方行政の諸問題について」と題して講演がありました。

次に、一般事務報告と地方行政委員会ほか六委員会の報告があり、それぞれ了承されました。

次に、議案審議に入り、会長提出議案として、平成二十二年度一般会計ほか二会計予算案と「地域主権に関する調査特別委員会の設置要項（案）」及び「地方議会議員年金制度に関する適切な措置を求める決議（案）」の審議が行われ、いずれも原案のとおり承認並びに採択され、会議は閉会いたしました。

次に、全国過疎地域自立促進連盟でございます。

去る、二月十日に東京都におきまして、第百十回理事会が開催されました。

初めに、会長の長野県知事の開会あいさつがあり、続いて、総務省権川審議官から来賓のあいさつがありました。

次に、平成二十二年度事業計画案及び歳入歳出予算案並びに職員退職金特別会計歳入歳出予算案について審議が行われ、いずれも原案のとおり承認されました。

次に、総務省自治行政局佐藤過疎対策室長から「過疎法の拡充延長について」と題して講演があり、講演終了後に会議は閉会いたしました。

次に、広域行政圏市議会協議会でございます。

去る、二月十八日に東京都におきまして、第四十一回総会が開催されました。

初めに、会長職務代理の宮崎市議会議長の開会あいさつがあり、続いて、総務省大臣官房の佐村審議官から「地方分権と広域行政をめぐる最近の動向について」と題して講演がありました。

次に、平成二十一年度の事務報告があり、了承されました。

続いて、協議事項として、平成二十年度歳入歳出決算について説明があり、認定されました。

また、平成二十二年運動方針案及び歳入歳出予算案並びに協議会の今後のあり方について協議が行われ、いずれも原案のとおり決定され、会議は閉会いたしました。

次に、奈良県市議会議長会でございます。

去る、二月二十三日に橿原市におきまして、平成二十一年度第四回奈良県市議会議長会が開催されました。

初めに、会長の生駒市議会議長の開会あいさつがありました。

続いて、第三回議長会以降、新しく就任された正副議長の紹介があり、本市の川村議長、藤富副議長が紹介されました。

次に、第三回議長会以降の事務報告並びに会議出席報告があり、いずれも了承されました。

続いて、平成二十二年の事業計画案及び会計予算案について協議が行われ、いずれも原案のとおり承認されました。

また、平成二十二年役員割当て案について協議が行われ、次のとおり決定いたしました。

奈良県市議会議長会会長に香芝市、同じく副会長に葛城市。

近畿市議会議長会支部長に香芝市、同じく理事に大和郡山市、御所市、宇陀市。

全国市議会議長会理事に香芝市、同じく評議員に大和郡山市、御所市、宇陀市。同じく地方行政委員に奈良市。

市議会議員共済会代議員に天理市、橿原市の議会議長がそれぞれ就任することに決定いたしました。また、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についての説明がありました。

最後に、会長の閉会あいさつで会議は閉会いたしました。

次に、監査委員から地方自治法第二百三十五条の二第三項の規定により一般会計及び特別会計の昨年十一月分から本年一月分まで、また、地方公営企業法第二十七条の二第二項の規定により水道事業の昨年十一月分から本年一月分までの例月出納検査の結果報告が提出されております。

以上を御報告申し上げまして、諸報告といたします。

なお、会議資料及び監査資料につきましては、事務局において保管いたしておりますので、後刻、御清覧いただきたいと思います。

○議長（川村家廣） 以上で諸般の報告を終わります。

○議長（川村家廣） 次に南和広域連合議会の報告があります。十四番大谷龍雄議員。

〔十四番 大谷龍雄登壇〕

○十四番（大谷龍雄） 議長から発言の許可をいただきましたので、去る二月二十二日、午後二時三十分から五條市立中央公民館において開催されました平成二十二年第一回南和広域連合議会定例会の報告をいたします。

本定例会では、南和広域連合議会議長の選挙及び平成二十二年南和広域連合一般会計予算案、並びに南和ふるさと市町村圏事業特別会計予算案などについて審議されました。

定例会では、まず連合長のあいさつがあり、一部仮議席の指定、会期の決定などが行われました。

続いて、南和広域連合議会議長の選挙が行われ、新しい議長に天川村の水口九郎議員が選出され、一部議席の指定を行いました。

次に、連合長の行政報告と提出議案の説明が行われました。

次に、平成二十二年各会計予算案につきましては、一般会計の予算総額は、七千二百二十四万円です。

この一般会計予算は、介護認定審査事務と障害程度区分認定審査事務に係る予算であります。

介護認定審査会は医師、歯科医師、看護師、薬剤師、介護施設職員等、七十七名の委員の皆さんが毎週火曜日から金曜日にかけて、五條市、大淀町、吉野町、下市町のいずれかで行っており、年間では約百八十回開催し、約六千件の審査を行っております。

障害程度区分認定審査会は医師、施設職員等、十九名の委員の皆さんが毎月約二回大淀町で行っており、年間では約二十回開催し、約百五十件の審

査を行っております。

次に、南和ふるさと市町村圏事業特別会計の予算総額は、四千二百四十万円です。

この南和ふるさと市町村圏事業特別会計の予算は、観光ガイドブック及びマップの追加印刷や南和広域連合観光案内板の設置等の予算であります。それぞれについて原案のとおり可決されました。

以上、概要を申し上げまして、平成二十二年第一回南和広域連合議会定例会の報告といたします。

なお、資料は事務局で保管いたしておりますので、後刻、御清覧いただきますと思います。

ありがとうございます。

○議長（川村家廣） 以上で南和広域連合議会の報告を終わります。

○議長（川村家廣） この際、御報告申し上げます。

先の平成二十一年五條市議会第四回十二月定例会以降の休会中、五條市議会会議規則第六十条第一項ただし書の規定により議員の派遣を決定いたしておりますが、詳細につきましては、お手元に配付いたしておりますので、御了承願います。

また、報告書につきましては事務局で保管いたしておりますので、後刻、御清覧願います。

○議長（川村家廣） 本日の日程につきましては、お手元に配付済みのとおりであります。

配付漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（川村家廣） 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第八十一条の規定により、議長から指名いたします。

四番 堀 川 浩 美 議員

以上の三名の方をお願いします。

七番	藤	富	美恵子	議員	
八番	池	上	輝	雄	議員

○議長（川村家廣）次に日程第二、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期につきましては、去る二月十九日開催の議会運営委員会におきまして御協議を賜りました結果、先に御通知申し上げましたとおり、本日から十八日までの十八日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって会期は本日から十八日までの十八日間と決しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、各位に御通知申し上げますとおりであります。

○議長（川村家廣）次に日程第三、市長の施政方針と提出議案の説明を求めます。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長（吉野晴夫）平成二十二年五條市議会第一回定例会に、新年度予算案を始め多数の重要案件を提案して、御審議をお願いするに当たり、新年度における重点施策を中心に所信を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

最初に、「行財政改革」の取組について申し上げます。これまで五條市集中改革プランに基づく職員定数の削減に合わせた組織機構の見直し、指定管理者制度の導入など財政健全化に向けた取組を強化してまいりました。

本年度も、更なる事務事業の合理化や民間活力の活用を図るとともに、企業誘致、温暖化対策、伝統的町並みの整備など本市の重要施策を推進するための組織機構の見直しを実施いたします。更に簡素で効率的かつ多様な行政課題にフレキシブルに対応する行財政運営に努めてまいります。

次に、「広域連携事業」について申し上げます。河内長野市・橋本市・五條市の三市における広域連携を図り、金剛周辺地域の発信力を高め、府県域を超えた新たな観光の創出と地域の振興を図ることを目的とした、平城遷都一三〇〇年祭河内長野・橋本・五條金剛三市広域事業実行委員会におい

て、平城遷都一三〇〇年祭を契機とした、地域シンボル「行者杉」にちなむウォーク及びモニユメントの設置、回遊スタンプラリー、交流サッカー大会等の広域イベントの開催を夏から秋にかけて計画しております。

次に、「携帯電話エリア整備事業」について申し上げます。携帯電話の不感エリアの解消は、「命の携帯電話」として、非常に重要な政策であります。国の緊急経済対策に伴い、携帯電話等エリア整備事業として、西吉野町津越地区、永谷地区、西日裏地区、勢井地区、大塔町惣谷地区、篠原地区の六箇所において、基地局の設置と伝送路整備を行っておりますことは御案内のとおりであります。更なる不感エリアの解消を目指し総務省等に陳情活動を行った結果、新たに西吉野町平雄地区及び川股地区においても、国の補助採択を頂き事業を行うようになりました。

これに伴い携帯電話エリア整備施設の設置及び管理に関する条例の一部改正を今議会に提案をいたしております。既存の六箇所の基地局については工事に着手しており、伝送路整備につきましては調査設計業務を行っているところであります。

次に、「公共交通対策」について申し上げます。平成二十年度から三年間の実証運行として五條市地域公共交通連携計画に基づき、補助事業を活用したデマンド方式の乗合タクシー及び生活バスの運行をしておりますことは御案内のとおりであります。

平成二十二年度も引き続き継続運行を行い、地域の実情にあった効率的かつ効果的な公共交通の確保に取り組むとともに、実証運行の最終年度であることから、緊急雇用創出事業を活用して専門職員を雇用し、市域全体の実情を調査分析し高齢者・児童等いわゆる交通弱者に配慮した、バス運行等の活用促進や安全確保・啓発の検討を関係行政機関等と行い、誰もが安心して円滑に移動できる交通体系の確立を目指してまいります。

次に、「雇用対策」について申し上げます。雇用情勢が下降局面にある中で、地域の実情や創意工夫に基づいて求職者の雇用機会を創出し、非正規労働者・中高年齢者等の正規雇用までの一時的な雇用・就業機会の創出を目的とした、国の経済危機対策による、ふるさと雇用・緊急雇用対策は、平成二十一年度から三箇年の施策であり、本市においても雇用対策としてはもちろん、より良い行政サービスの提供ができるよう、庁内各部署で平成二十一年度から取り組み、本年度の事業費は、ふるさと雇用再生特別対策事業は総額約四千万円、緊急雇用創出事業は総額約八千万円、合計一億二千万円で、雇用創出人数は約百名を見込んでおります。

また、障害者の雇用につきましても、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、社会的に弱い立場にある人に手を差し伸べることが行政の原点であることから、障害者雇用の促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」について申し上げます。平成二十一年十二月に閣議決定された「明日の安心と成長のための緊急経済

対策」に基づいて、「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」が創設されました。

この交付金は、危険な道路橋りょう等の補修、景観保全の必要性の高い地域における電線の地中化や都市の緑化など、地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備を支援することを目的とした交付金で、今議会に補正予算として計上いたしております。

これまでも、緊急安心実現総合対策交付金、生活対策臨時交付金及び経済危機対策臨時交付金などの支援策がなされ有効利用すべく取り組んでまいりましたが、今回の地域活性化・きめ細かな臨時交付金につきましても全庁的に事業を検討し、実施計画を提出したところでもあります。

これまでの交付金との趣旨の違いは、地元の中小零細事業者の受注に資するようなきめ細かな小規模事業を想定しており、本市の交付限度額は、二億一千万円余りで、市道・林道等の維持修繕、学校・幼稚園・保育所等の施設の修繕、簡易水道施設の整備等のインフラ整備として活用する計画をいたしております。

次に「道路行政」について申し上げます。五條市の道路整備については、県が策定した「奈良の今後五箇年の道づくり重要戦略」の重点整備宣言箇所と併せ、魅力と活力ある道路施策を計画的に取り組んでまいります。

主な事業として、地域高規格道路五條新宮道路（五條市域）は、国から指定を受けた調査区間四キロメートルの都市計画決定を目指し鋭意努力しておりますが、まず先に京奈和自動車道五條インターから大川橋北詰までの約一・三キロメートルの区間を「五條市回遊型まちづくり計画」と並行しながら、県を始め関係機関等と協働で推進してまいります。大川橋北詰の歩道橋新設工事については平成二十二年三月末、本線の右折レーン改良についても六月頃の完成予定となっております。

次に、京奈和自動車道大和・御所道路（御所区間）の約十三・四キロメートルにつきましては、順次工事が進んでおり、五條北ランプ橋下部工事も始まり、平成二十八年年度開通に向け引き続き要望してまいります。

次に、長年要望しております新金剛トンネルにつきましては、昨年七月に「新金剛トンネル推進協議会」を設立し、五條市を含む南和地域における産業振興及び過疎解消の切り札として、また京阪神方面への三十分圏内構想を達成するためにも、引き続き関係機関へ陳情・要望してまいります。

次に、国道二四号拡幅整備につきましても、本陣交差点から市役所下までの一工区間の片側が三月末までに工事を終え、歩道と地下道の供用開始を行う予定であります。本陣地下道については、江戸時代の町並みを残す新町地区の景観に沿って、腰壁を「なまこ壁」風にしており、五條市の新しいシンボルとして、来往者にも印象付けることができると考えております。

また、市役所下交差点から裁判所下までの二工区間は、国土交通省とともに用地交渉を行っており、三工区間裁判所下から二見一丁目交差点までにつきましましては、五條市が主体となり用地交渉を行い、地権者や居住者から御理解と御協力を得ながら逐次契約を行っており、全線一、三五〇メートルの事業化に向け、引き続き国土交通省と連携を密にして鋭意取り組んでまいります。

市道整備等の取組につきましては、地域活性化・経済危機対応臨時交付金、きめ細かな臨時交付金や辺地対策事業等を活用し効率的な道路網の整備を行い、市民の安全確保に努めてまいります。また、市管理橋りようの安全対策として進めております長寿命化修繕計画の策定に向け、その基礎となる橋りよう点検を計画的に進めてまいります。

次に、五條駅周辺整備と南北連絡道につきましましては、これまで同様JR西日本旅客鉄道(株)及び関係機関と整備計画について協議を進めるとともに、現在は、南北道を含めた五條駅周辺整備の用地買収がスムーズに進められるよう四地区に分け地籍調査を計画しているところです。

次に、「公園整備」について申し上げます。五條中央公園につきましましては、去る二月に駐車スペースが完了し、現在は東側ゾーンの低木及び張芝の植栽工事を行っており、これで東側ゾーンの整備が完了いたします。また、斎場北側の西側ゾーンの整備についても園路工事等を残すのみとなり、平成二十二年度の完了を目指し整備を進めてまいります。

次に、五万人の森公園、上野公園、阿田峯公園の三公園につきましましては、より一層の施設の有効利用と管理費の削減という観点から指定管理者制度を導入しており、「五万人の森公園」については、農産物販売所、カフェレストランなどの自主事業や観光案内なども行っており市外からの来園者も多く、きめ細やかなサービスを行っております。また「上野公園」については、多目的グラウンドの人工芝化で利用者が増加しており、自主事業として案内看板の増設、自動販売機の設置など、利用者へのサービスの向上を図っております。「阿田峯公園」につきましても、公園の管理方法の見直し、芝刈り回数を増やすなど、より快適な公園管理に取り組むとともに、三公園とも地元の人々を積極的に雇用されております。

次に、「住宅行政」の取組について申し上げます。市営野原東住宅において、地上デジタル放送事業に対応するため、地域住宅交付金事業を活用し、地上デジタル対応アンテナ工事により、住宅居住者の生活環境の改善に努めてまいります。

次に、「地籍調査事業」につきましては、平成二十二年度から新たに、本町三丁目・岡口一丁目の各一部、二見五丁目、野原西一丁目、及び西吉野町平雄・川股の各一部の四地区の調査を計画的に実施してまいります。

次に、「新ごみ処理施設」について申し上げます。みどり園につきましましては、地元自治会の御協力を得て、平成六年九月に操業を開始し、この間十

五年六箇月が経過し操業は順調に推移しております。

操業期間については、地元自治会との協定書に「基本的に二十年とし、施設機能が良好な場合、五年延長とする。」となっております。

市といたしましては、次の候補地を探すべく、平成十八年四月に施設整備室を設置して市内の調査を行いました。結果、面積要件、地形等を踏まえて、南阿田町九番地周辺が事業用地として最適地であると判断いたしました。既に、南阿太自治連合会、南阿田町自治会及び滝町自治会において説明会を開催させていただきました。今後も、両自治会の御理解を得るべく、ねばり強く説明会を重ねてまいりたいと考えております。

次に、「衛生センター」の建て替えにつきましては、平成二十二年度は、施設の基本計画に基づき環境アセスメント等の調査を行い、平成二十七年三月末までに従来の処理施設のイメージを一新した、自然環境と調和のとれた施設を目指し進めてまいります。

次に、「五條市バイオマスタウン構想」の推進について申し上げます。五條市バイオマスタウン構想に基づき、市域に賦存するバイオマス資源の特性を踏まえ、利活用目標を定め地域産業や地域住民が連携することにより、新しい形での地域資源の循環型社会を実現するとともに、併せて地球温暖化の防止を推進するバイオマス・ニッポン総合戦略に貢献し、新たな産業の創出や地域振興を図るため、事業化に向けた取組や市民への啓発活動等の検討・協議を重ねてまいります。

次に、「農林業施策」の取組について申し上げます。農林業従事者の高齢化や後継者不足、更には農林産物の流通、生産資材の高騰等、農林業を取り巻く状況はますます厳しくなっております。このような環境の下、本年度から始まる戸別所得補償制度導入事業や新規中山間地域等直接支払制度事業を取り入れ、農家及び認定農業者の育成、及び集落機能の活性化に取り組んでまいります。

また、山陰町のほ場整備につきましては、計画的に整備を行い、集落営農と生産性の向上を図ってまいります。

林業につきましては、国及び県の支援事業を有効に活用し、森林の整備を積極的に行い、美しい森林の環境保全に継続して取り組んでまいります。

一方、年々増加する有害鳥獣被害防止事業といたしましては、昨年に引き続き被害地域や猟友会五條支部と連携を図りながら、防止さくの設定など被害の減少に努めてまいります。

次に、「商工観光施策」につきましては、指定管理者制度の導入を含め観光施設の適切な維持管理を進めるとともに、「日本一の柿のまち」としての観光力向上と地域観光資源を活用し、本年開催される「平城遷都一三〇〇年祭事業」に伴う各種事業に協賛して五條市の観光力向上を図ってまいります。

次に、「福祉行政」の取組のうち、児童福祉について申し上げます。去る十二月から、子育て家庭の経済的負担の軽減と、同乗する幼児の安全性を確保するため「幼児二人同乗用自転車購入費補助事業」を実施しております。この事業は、市内に在住し六歳未満の幼児二人以上を養育する者が、幼児二人同乗用自転車を購入した場合、限度額を二万円とし購入費の二分の一を補助する制度であり、少子化対策や子育て支援の観点から幼児二人同乗用自転車の普及に努めてまいります。

また、次世代の社会を担う子供の育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了までの児童を対象に、一人につき月額一万三千円を支給する子ども手当制度が本年度より実施されます。本市におきましても、円滑な実施に向け準備を進めているところであり、今後は、子ども手当の支給が、子育てに係る経済的負担の軽減や安心して出産し、子育てができる環境の整備など、総合的な少子化対策の一環として推進してまいりたいと考えております。

次に、「国民健康保険事業」について申し上げます。近年の医療費の増大と景気の低迷による保険税の減少などにより、国保財政は大変厳しい状況に追い込まれております。また、医療費の高騰等に対処するため貯蓄を行っていた国保財政調整基金は、ここ数年の大幅な取り崩しにより今年度末には底を突くことが懸念されております。今後国保財政の健全な運営のためにも、保険税の改正等も含め検討を行ってまいります。

次に、「教育行政」の取組について申し上げます。文部科学省は、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性や、たくましく生きるための健康・体力など「生きる力」を育むという理念を引継ぎ、学習指導要領の改訂を行いました。本市におきましては、学校教育の置かれている状況を踏まえながら、子供たちが自分を大切にするとともに家族・隣人・地域を愛する心をはぐくむ教育が、大切であると考えております。

本年度における幼稚園、小・中学校の目標を「確かな学力の定着」「豊かな心の育成」「健やかな体の育成」と掲げ、それぞれの園・学校の教育活動の推進に当たっては、知力・体力・忍耐力を身に付けて、正々堂々と生きる子供を育てる創意工夫と、特色に満ちた「魅力と活力のある学校づくり」を、更に推し進められるよう鋭意努めてまいります。

次に、教育環境の整備につきましては、子供たちの安全を最優先に確保すべく、現在建物の耐震補強改修工事等を計画的に行っており、平成二十二年度におきましては、五條中学校の耐震補強改修工事等を進めてまいります。

次に、生涯学習の拠点又市民の学習の場となっております五條市立中央公民館と図書館につきましては、更なる住民サービスの向上と経費削減を図

ることを目的に、昨年十二月定例会におきまして、両施設に指定管理者制度を導入する条例の制定及び改正を御承認いただきました。これまでに、募集要項及び仕様書の配布、現地説明会を実施し、今月一日から申請書の受付を開始したところです。

今後、選定委員会により指定管理者の候補者を選定し、議会での御審議、議決を経て、協定書の締結及び事務引継ぎを行い、本年十月から両施設とも、指定管理者による運営を目指してまいります。

次に、新町地区の伝統的建造物群保存地区の取組につきましては、国の「重伝建地区」の早期選定を目指しているところですが、そのためには、保存計画に対する伝統的建造物所有者の同意率が重要であり、現在、伝統的建造物とその所有者を特定する作業も終了し、同意書の取りまとめを鋭意進めているところであります。また同時に、保存再生される市道新町線沿いの町並み景観を維持するため、「建築基準法の制限の緩和に関する条例」の制定に取り組んでまいります。

次に青少年健全育成につきましては、チャレンジウォーク、トレジャーキャンプ等の事業を通じて、子供たちの健やかな成長の手助けになるよう、今後も事業を継続してまいります。また、子供を取り巻く社会環境の悪化により、子供に対する安全安心が脅かされておりますが、校区補導会を始め、各関係機関と連携を取りながら、青色防犯パトロール等を通じて、子供たちの安全安心を守ってまいります。

次に、「水道事業」の取組について申し上げます。上水道事業につきましては、生活様式の向上と水需要に対応するため、公共性と経済性の調和を図りながら、受益者負担を原則に健全経営に努めているところであります。また、厳しい財政状況の下、経費節減に努めながら、事業計画に基づいてカビ臭等の水質対策、基幹水道構造物の耐震化事業、老朽化施設等必要な事業の整備を図りながら、水質基準に適合した安全で低廉な水道水を安定的に供給できるよう鋭意取り組んでまいります。

次に、簡易水道事業につきましては、長年の懸案でありました、白銀北地区の統合簡易水道事業が平成二十二年度完成予定であり、二百二十戸全戸の家屋が供給可能となります。引き続き、西吉野町城戸・陰地地区の第三期及び辻堂地区第二期工事の水道未普及地域解消整備事業につきましても早期完成を目指し事業を推進するとともに、生活環境の改善と公衆衛生の向上を図ってまいります。

次に、「下水道事業」の取組について申し上げます。公共下水道工事につきましては、引き続き市街地を中心に計画的に整備工事を行うとともに、奈良県吉野川流域下水道事業、野原ポンプ場が平成二十二年度完成予定であり、野原地区の供用開始に向け事業を進めてまいります。また、水洗化促進を図るべく引き続き未接続家屋に対して実態調査と早期接続の理解を求めてまいります。

最後に、「消防行政」の取組について申し上げます。昨年中の火災件数は二十三件、救急出動件数は千七百八十一件であり、火災件数の内訳としては、建物火災が十五件、車両火災が三件、その他火災が五件であり、今後も市民の生命や財産を守り、安全で住みよいまちづくりを進め、火災等の減少に鋭意取り組んでまいります。

奈良県消防の広域化につきましては、平成二十五年四月スタートに向け、専門部会を定期的に開催し、現在は各消防本部の現状と課題を協議し、奈良県全体の現状と課題に取り組む協議を進めております。消防行政を取り巻く状況は、相次ぐ自然災害や地域社会の変化による災害の複雑多様化など大きく変化しており、今後、消防広域化や緊急消防援助隊の充実及び消防組織の体制を強化し、市民の安心・安全の向上を図ってまいります。

次に、救急業務につきましては、新型インフルエンザの発生時において救急搬送件数の増大が予想されることから、救急業務を継続するための業務継続計画を策定するとともに、消防職員の感染防止対策の徹底を図ってまいります。

また、十津川村業務委託に伴い、救急救命士の養成、薬剤投与や気管挿管の認定救命士の養成を行ってまいります。

次に、予防業務につきましては、大阪此花区パチンコ店火災、浜松市のマージャン店火災、杉並区高円寺での雑居ビル火災など多くの死傷者を伴った火災が発生したことから、市内のパチンコ店、マージャン店、カラオケボックス店等の立入検査を実施し、避難通路の確保及び消防用設備等の点検並びに避難訓練等を毎年実施するよう指導を行いました。今後も、住宅火災警報機の設置促進に努め、予防業務を推進し、市民の安心と安全の確保に取り組んでまいります。

続きまして、平成二十二年度の予算編成について御説明申し上げます。

平成二十二年度の一般会計当初予算につきましては、個人所得の大幅な減少や企業収益の急激な悪化等により歳入が引き続き落ち込むことが予想される一方、社会保障関係経費や社会資本整備など安心・安全に対する市民の要望は年々多様化している非常に厳しい状況の中で、ここ数年取り組んでまいりました歳出削減の歩みを更に進め、同時に「一人の命を大切に」する「予算編成に重点をおきました」。

大きなポイントが二つございます。

一つ目は、平成二十一年度に引き続き基金からの繰入れをせずに予算編成を行いました。

二つ目は、総額を昨年度より四パーセント抑えた上で、人の命・生活に関するところに重点的に予算配分をしたことであります。

子供を持つ親の子育てを支援する子ども手当、景気後退の中で雇用創出する緊急雇用制度の積極的活用、十津川村の消防事務受託などを優先

的に予算化いたしました。予算総額は前年度の百五十七億円を大きく下回る百五十億八千万円で予算編成を終えることができました。

大きな要因といたしましては、普通建設事業において経済対策臨時交付金等の関係もあり道路・下水道整備等で削減を図った一方で、みどり園の大規模改修及び五條中央公園整備が最終年を迎えたことによる削減のほか、全庁的に聖域なき行財政改革で大きく歳出を抑制しております。

また、過去に借りた高い利率の起債を低いものに借り換える補償金免除繰上償還が終了ことや新規借入を抑えてきたことにより、公債費で約一億六千万円の削減を図っております。

その他指定管理者制度の導入を拡大し、施設の維持管理に必要な経費の削減を図るとともに、委託料や各種団体に対する補助金も、決算の内容を精査することにより見直しをいたしました。しかし、ただ削減するばかりでは、我がまちに元気がなくなってしまう。自由な発想で我がまち五條市が少しでも元気になり、子供からお年寄りまで喜んでもらえるようなざん新なアイデアに対して支援する「五條市夢づくり交付金」を新たに予算化いたしました。

厳しい状況を打破するために抑制すべきところは抑制しますが、反面取り組むべきところは積極的に取り組むという「集中と選択」を実践した予算編成となっております。

平成二十二年度の主な事業といたしましては、先に述べました五條市夢づくり交付金五百万円、子ども手当五億七千万円、十津川村消防事務受託による大塔分署整備等経費一億六千万円、五條中学校耐震補強事業二億五千万円などを計上しております。

政策経費として、新し尿処理施設整備に向けた環境アセスメント、地質調査、測量業務委託や新ごみ焼却施設整備に向けた基本構想策定業務委託、地形測量委託、新消防庁舎建設に向けた測量業務委託などを計上し、平成二十三年度から合併特例債を視野に入れた新市建設計画を推進してまいります。

次に、歳入について概略を御説明申し上げます。

市税につきましては、景気悪化の影響を受け軒並み減額として、個人市民税及び法人市民税の減収を見込み市税総額で約二億円減額、率にいたしまして五・三パーセント減の三十三億六千万円を計上しております。

地方交付税につきましては、国の地方財政計画と本市の状況に基づき算定を行いまして、昨年度に比べ若干の増を見込み七十二億六千万円を計上しております。

基金繰入金につきましては、先にも述べましたように徹底した歳出削減により取崩しなしで予算編成を行っております。

以上、平成二十二年度の一般会計予算の概要を説明申し上げますが、景気低迷により歳入の増が見込めない中で、取り組まなければならない問題が山積しているのは十分認識しておりますが、持続可能な行財政運営を最優先し、歳入に見合った歳出予算の編成を図った次第でございます。

続きまして、国民健康保険特別会計予算につきましては、医療費の増大により保険給付費が上昇する中、一方では景気の低迷により所得が減少するなど保険税額は落ち込んでおります。これらの状況により国保財政は大変厳しい予算編成となっております。

医療費の抑制につきましては、保健事業等の積極的な推進を図るなど医療費適正化に努めるとともに、保険税についても適正かつ公平な賦課と収納率の向上に取り組み、国民健康保険事業の円滑な運営を目指し予算を編成した次第であります。

次に、簡易水道特別会計予算につきましては、水道の未普及地域の解消と老朽化した施設の統合整備を計画的に進めるとともに、安全で、おいしい水を安定的に供給するための予算を編成した次第であります。

次に、老人保健特別会計予算につきましては、平成二十年度から後期高齢者医療が創設されたことにより、老人保健医療給付の医療機関からの請求遅れが見込まれる分のみ計上し、円滑な運営を図るための予算を編成した次第であります。なお、本特別会計は、平成二十二年度が最終年度となります。

次に、下水道事業特別会計予算につきましては、吉野川流域下水道事業と連動し、市民の健康で快適な生活環境の向上と、吉野川等の公共用水域の水質保全及び環境保護を目的とした下水道事業の達成に向け、事業の展開及び整備区域の拡大を図るための予算を編成した次第であります。

次に、墓地事業特別会計予算につきましては、市営墓地事業の適正な管理運営を行い、墓地需要に対応できる墓地整備、施策を推進するための予算を編成した次第であります。

次に、介護保険特別会計予算につきましては、介護保険計画の三年ごとの見直しの二年目となり、その計画に沿った介護給付事業、地域支援事業等の介護保険の円滑な運営を図るための予算を編成した次第であります。

次に、大塔診療所特別会計予算につきましては、へき地医療を確保するため、診療所事業を推進し、適正かつ適切な医療の提供を行うための予算を編成した次第であります。

次に、農業集落排水事業特別会計予算につきましては、西吉野町滝地区の農業集落における水質保全及び水洗化による生活環境の改善や丹生川等公

共用水域の水質環境保全を目的とした下水道事業の適切な管理運営を行うための予算を編成した次第であります。

次に、後期高齢者医療特別会計予算につきましては、市町村の事務である保険料の徴収、療養費請求等の受付窓口事務、健康診査を行なうための経費等を計上し、後期高齢者医療の円滑な運営を図るための予算を編成した次第であります。

次に水道事業会計予算につきましては、独立採算制を堅持しながら市民生活に欠くことのできない水質基準に適合した良質な水の安定供給に努めるための予算を編成した次第であります。

まず、収益的収支につきましては、給水量が依然として減少傾向にあるため、事務事業の効率化及び委託業務の一部見直し並びに諸経費の節減に努めながらサービスの低下を招くことのないよう、事業量に対応した予算計上としております。

また、資本的収支につきましては、建設改良費で公共下水道工事に伴い支障となる水道管の移設・電気計装設備更新及び水圧・水量不足解消のためのポンプ施設の改良整備に伴う工事費を計上した次第であります。

続きまして、本定例会に提案の諸議案について御説明申し上げます。

報第一号 平成二十二年五條市土地開発公社の事業計画、予算及び資金計画の報告について並びに報第二号 平成二十二年五條市財団法人大塔ふる里センターの事業計画及び予算の報告につきましては、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定により報告するものであります。

次に、報第三号 専決処分報告（調停）につきましては、市営住宅家賃等の滞納について市職員の再三の訪問による徴収、指導に応じず、支払の意思のないものと認められ、相手方と調停し、合意に至ったため、地方自治法百八十条第二項の規定により、報告するものであります。

次に、議第一号 五條市名誉市民条例の制定につきましては、五條市発展のため特にすぐれた功績のあった者を表彰することにより、将来のまちづくり及び活性化に資するため、本条例を制定するものであります。

次に、議第二号 五條市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定につきましては、行政内部では確保が困難な専門性を備えた民間の人材の活用、期間が限定される行政ニーズへの対応を図るため、本条例を制定するものであります。

次に、議第三号 五條市長期継続契約に関する条例の制定につきましては、地方自治法施行令第六十七条の十七の規定に基づく長期継続契約を締結することができる契約の対象範囲を定めるため、本条例を制定するものであります。

次に、議第四号 五條市五條新町伝統的建造物群保存地区における建築基準法緩和に関する検討委員会条例の制定につきましては、五條市五條新町

伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する諸事情について必要な調査、研究及び検討を行うため、本条例を制定するものとします。

次に、議第五号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例等の一部改正につきましては、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正及び五條市特別職報酬等審議会による給料改定答申を受け、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第六号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正につきましては、一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部が改正されたため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第七号 五條市立居宅介護支援事業所条例の一部改正につきましては、五條市立居宅介護支援事業所を統合するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第八号 五條市立大塔診療所条例の一部改正につきましては、診療日及び診療時間の規定を五條市立大塔診療所条例施行規則に委任するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第九号 五條市携帯電話エリア整備施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、五條市携帯電話エリア整備施設を二箇所増設するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第十号 五條市火災予防条例の一部改正につきましては、個室型店舗の防火安全対策の推進及び建築基準法施行令が一部改正されたため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第十一号 五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、消防法の一部を改正する法律が施行されたため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第十二号 五條市立西吉野地区ゲートボール競技場条例の廃止につきましては、五條市立西吉野地区ゲートボール競技場の三施設を廃止するため、本条例を廃止するものであります。

次に、議第十三号 財産（消防ポンプ自動車）の取得及び議第十四号 財産（水槽付消防ポンプ自動車）の取得につきましては、各消防ポンプ自動車を購入するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議第十五号 平成二十一年度五條市一般会計補正予算（第四号）議定につきましては、七億九千九百四十二万円を追加するもので、歳入歳出

予算額は、百七十九億七千八百二十八万三千円となります。補正の主な内容としては、退職者の退職手当、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業などの増額等により補正予算を編成した次第であります。

次に、議第十六号 平成二十一年度五條市簡易水道特別会計補正予算（第三号）議定につきましては、施設整備事業費八千七百万を増額するものであります。

次に、議第十七号 平成二十一年度五條市下水道事業特別会計補正予算（第三号）議定につきましては、下水道総務費、公共下水道費あわせて二千万一千円を増額するものであります。

次に、議第十八号 平成二十一年度五條市介護保険特別会計補正予算（第二号）議定につきましては、一般管理費三百七十八万四千円を増額するものであります。

次に、議第十九号 平成二十一年度五條市水道事業会計補正予算（第一号）議定につきましては、収益的支出三十九万三千円の減額、資本的収入四百九十三万六千円の減額、資本的支出につきましては一千二百七十二万二千円を減額するものであります。

次に、議第二十号 平成二十二年五條市一般会計予算議定につきましては、予算総額百五十億八千三百万円で、前年度百五十七億二百万円と比べ、六億一千九百万円の減額となっております。

次に、議第二十一号 平成二十二年五條市国民健康保険特別会計予算議定につきましては、予算総額四十二億九千五百万円で、前年度四十二億三千八百万円と比べ、五千七百万円の増額となっております。

次に、議第二十二号 平成二十二年五條市簡易水道特別会計予算議定につきましては、予算総額三億五千七百二十万円で、前年度三億七千六百六十万円と比べ、一千九百四十万円の減額となっております。

次に、議第二十三号 平成二十二年五條市老人保健特別会計予算議定につきましては、予算総額七十五万円で、前年度六百六十万円と比べ、五百八十五万円の減額となっております。

次に、議第二十四号 平成二十二年五條市下水道事業特別会計予算議定につきましては、予算総額九億四千八百六十万円で、前年度十四億五千七百円と比べ、五億八百万円の減額となっております。

次に、議第二十五号 平成二十二年五條市墓地事業特別会計予算議定につきましては、予算総額六百十万円で、前年度二百十三万円と比べ、三百

九十七万円の増額となっております。

次に、議第二十六号 平成二十二年五條市介護保険特別会計予算議定につきましては、予算総額三十二億一千七十万円で、前年度三十一億七千五百万円と比べ、一億四百二十万円の増額となっております。

次に、議第二十七号 平成二十二年五條市大塔診療所特別会計予算議定につきましては、予算総額五千二百二十万円で、前年度五千二百九十万円と比べ、七十万円の減額となっております。

次に、議第二十八号 平成二十二年五條市農業集落排水事業特別会計予算議定につきましては、予算総額三百六十万円で、前年度二百十万円と比べ、百五十万円の増額となっております。

次に、議第二十九号 平成二十二年五條市後期高齢者医療特別会計予算議定につきましては、予算総額三億八千八百万円で、前年度三億九千二百九十万円と比べ、四百三十万円の減額となっております。

次に、議第三十号 平成二十二年五條市水道事業会計予算議定につきましては、収益的収支では、水道事業収益七億三千五百七十六千円に対し、水道事業費用七億七百五十一万四千円で、一千六百四十一万六千円の当年度純利益を見込んだ次第であります。

また、資本的収支では資本的収入二千二百十五万一千円に対し、資本的支出三億六千九百九十一万五千円であります。なお、資本的収支不足額三億四千七百七十六万四千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんする予定であります。

次に、同第一号 五條市公平委員会委員の選任につきましては、公平委員のうち、辻内さえ子委員の任期が、平成二十二年三月三十一日をもって満了するため、その後任の同意を求めるところであります。

以上が、このたび提出いたしました諸議案の概要であります。議員各位におかれましては、何とぞ、慎重審議の上、御議決並びに御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）市長の施政方針と提出議案の説明が終わりました。

○議長（川村家廣）次に日程第四、監査報告を求めます。川元憲釋代表監査委員。

〔代表監査委員 川元憲釋登壇〕

○代表監査委員（川元憲釋）ただいま議長の許可をいただきましたので、平成二十一年度の定期監査の結果を報告させていただきます。

お手元にお配りいたしております、別冊の平成二十一年度定期監査結果報告書を御覧願います。

この定期監査は、御案内のとおり地方自治法に、毎年一回以上期日を定め実施しなければならぬことを定めております。

したがって、今年度は報告書のページに記載してありますように、十一月十六日から同月三十日までの間において、秘書課などの本庁及び教育委員会につきましては監査室において、また庁外の消防本部、西吉野及び大塔支所、市の各保育所、小・中学校など、更に市から補助金などを支出しております、財政援助団体の社会福祉法人五條市社会福祉協議会についても、議会選出の監査委員及び事務局職員とともに、各施設に向き事前に提出を求めました資料に基づき、関係帳簿などについて照合するとともに、備品などについては、現品を確認、また関係職員から説明を聴取し、指摘事項につきましては、その場で指示、指導してまいりました。

本年度の事務事業の執行状況については、おおむね適正でありました。

また今回の総括といたしましては、報告書二十九、三十ページに記載しておりますが、公の施設の指定管理者制度導入に伴う今後の成果の検証、税を始めとする、未納金の適切な徴収の強化、職員の早期退職による職員の適正配置などにより、市民サービスの低下の防止などであります。

なお監査結果の詳細につきましては、お手元の平成二十一年度定期監査結果報告書に後刻、御清覧をお願いいたします。
以上で、平成二十一年度定期監査報告を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（川村家廣）監査報告は終わりました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

明日二日とあさって三日は休会とし、次回、四日午前十時に再開して、一般質問を行います。

なお、一般質問をされる議員各位は、明日二日の午後五時までに、所定の発言通告書に質問事項を具体的に御記入の上、議長まで提出願います。
本日は、これをもって散会いたします。

午前十一時二十八分散会

